

令和6年3月公募実施分

自動販売機設置事業者 募集要項

令和5年12月

静岡市上下水道局下水道部下水道施設課

TEL 054-270-9238

FAX 054-270-9241

【静岡市ホームページ】 https://www.city.shizuoka.lg.jp/817_000028.html



目 次

募集概要

- 自動販売機設置事業者募集要項 1～8
- 賃貸借契約書等 9～12

様式

- 売上報告書 13
- 応募申込書兼誓約書（様式1） 14
- 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式2） . . . 15～19
- 応募価格書（様式3） 20
- 委任状 21～22
- 使用印鑑届 23
- 賃貸借契約書記載事項変更届（様式4） 24
- 応募受付案内図 25

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

静岡市上下水道局では、市有財産の有効活用を図りながら、施設来場者へのサービス向上と地域経済の活性化を図るため、浄化センターの一部を賃借して自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 参加資格

応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項（P15）の規定に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては静岡市内で営業を営んでおり、静岡市の市民税（法人市民税又は個人市民税）を納付していること。
- (4) 自動販売機の設置、運營業務について3年以上の実績を有していること。

3 設置上の遵守事項

自動販売機の設置、運営については下記の事項を遵守してください。

- (1) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理すること。
- (3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
- (5) 上記のほか、物件調書に記載された施設ごとの特記事項等を遵守するとともに、施設管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

4 公募する物件

- (1) 公募の受付は、物件番号ごとに行います。
- (2) 設置は物件番号ごとに各1台です。
- (3) 別に記載がない限り、貸付面積には、回収ボックス及び放熱スペースを含みます。
- (4) 各物件調書には、貸付条件に係る特記事項が記載されていますので、必ずご確認ください。物件調書の内容について、応募価格書の提出をもって同意したものとみなします。

※物件の詳細は、静岡市ホームページ（P25参照）でご確認ください。なお、物件によっては入札を中止する場合があります。

物件番号	施設名	住所	台数	最低価格(%)	課名
1	高松浄化センター	静岡市駿河区登呂五丁目3番1号	1	15.0%	下水道施設課
2	城北浄化センター	静岡市葵区加藤島1番地の1	1	20.0%	下水道施設課
3	中島浄化センター	静岡市駿河区中島1711番地の1	1	20.0%	下水道施設課
4	中島浄化センター	静岡市駿河区中島1711番地の1	1	20.0%	下水道施設課
5	長田浄化センター	静岡市駿河区下川原南4番1号	1	20.0%	下水道施設課
6	清水南部浄化センター	静岡市清水区清開三丁目10番1号	1	20.0%	下水道施設課
7	清水北部浄化センター	静岡市清水区横砂408番地の15	1	20.0%	下水道施設課
8	静岡浄化センター	静岡市清水区清開一丁目1番1号	1	20.0%	下水道施設課

5 参加申込書の提出先・問合せ先

静岡市上下水道局下水道部下水道施設課 管理係

住所 〒420-0035 静岡市葵区七間町15番地の1（静岡市上下水道局庁舎5階）

電話 054-270-9238 F A X 054-270-9241

E-mail gesuishisetsu@city.shizuoka.lg.jp（下水道施設課メールアドレス）

6 契約方法及び契約の主な条件

- (1) 前記2の参加資格を満たした応募者の方から、物件番号ごとに応募価格書をご提出いただき、最も高い価格をご提案いただいた方と、自動販売機の設置に係る契約を締結します。
- (2) 応募の方法については、次ページ以降をご覧ください。
- (3) この契約は地方公営企業法施行令第26条の5号の規定に基づく貸付け（賃貸借契

約)です。契約書はP9～12の書式を使用します。

- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 貸付料は、自動販売機の売上(税込)金額の何パーセントとするかをご提案いただき、その金額(消費税法課税対象の場合は消費税率相当分10%を加えた額)と電気料負担額を加えた額とします。(円未満の端数切り捨て)

貸付料の最低価格は売上の20.0%とします。それ以上のパーセント数をご提案ください。(ただし、物件番号1は15.0%とします。)

- (6) 売上とは、消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円(消費税及び地方消費税10円、経費30円)で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,100円(110円×10本)になります。

貸付料算出方法

貸付料＝応募価格（売上の〇. 〇％）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料負担額
（※消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

① 応募価格（％）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。
小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上の 20.0% とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。
（ただし、物件番号1は15.0%とします。）

② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円（消費税及び地方消費税10円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した
場合、売上は1,100円（110円×10本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

応募価格に消費税率相当分を加算します。消費税率の変更があったときは、それ
に応じて変更するものとします。（消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

④ 電気料負担額

自動販売機の電気料負担額を加算します。

電気料負担額は、その施設の施設電気料単価（参考値：物件調書記載の単価）に消
費電力量を乗じたものです。消費電力量は、電力量計（子メーター）を検針した数値
によります。電力量計は自動販売機設置者が設置してください。

7 公募申し込み方法

I 公募への参加申し込み

(1) 提出書類

① 応募申込書兼誓約書（P14 様式1）

※本社・本店の代表者名で提出してください。

② 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（P15、16 様式2）

※本社・本店の代表者名で提出してください。

③ 参加資格を証する書類として

ア 現在事項全部証明書または住民票（発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）

イ 納税証明書（法人市民税または市民税、前年度分、写し可）

ウ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）

エ 委任状（支店等での契約を希望する場合、P21、22）

オ 使用印鑑届（実印（印鑑証明書の印）と異なる印を使用する場合。ただし、受任者がある場合は、委任状に押印があるため不要。P23）

カ 自動販売機の設置・営業実績（書式自由）

(2) 提出期間 令和5年12月8日（金）から

令和6年1月19日（金）午後4時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 葵区追七間町15番地の1 静岡市上下水道局 下水道施設課
（上下水道局庁舎5階）

(5) 提出部数 1部（複数の物件に申し込む場合でも1部で結構です。）

(6) 参加申込確認 応募書類の審査後、参加資格を満たした方に参加者番号を記載した応募申込確認書を令和6年2月9日（金）までに発送します。

II 応募価格の提出

期日までに、応募価格書を下水道施設課まで 持参 又は 郵送 してください。

応募価格書は、参加者番号を記入した封筒に、1件ごとに入れてください。

- (1) 提出期限 令和6年 2月27日（火）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 葵区追七間町15番地の1 静岡市上下水道局 下水道施設課
- (4) 提出内容 ① 応募価格書（P20 様式3）
② 応募価格書用封筒（表面に物件番号、参加者番号、応募者名を記載してください。）
- (5) 注意事項

締切までに下水道施設課に到達しない応募価格書は無効となります。郵送の場合には日時に余裕を見てください。又、書留のご利用をおすすめします。

III 契約候補事業者の決定

提出いただいた応募価格書を下記の日に開札し、契約候補事業者を決定します。

- (1) 開札日時 令和6年3月1日（金）午前10時
- (2) 選定方法 提出していただいた応募価格書を開札し、静岡市が設定する最低応募価格以上で、最高の応募価格を提案いただいた方を契約候補事業者とします。
なお、最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。
- (3) 結果連絡 令和6年3月1日（金）午後5時までに、契約候補事業者のみ、下水道施設課より連絡します。
- (4) 結果公開 入札結果（落札者の商号・名称及び落札金額等）は、令和6年3月19日（火）以降に静岡市ホームページに掲載いたします。

IV 契約締結

下水道施設課と契約手続きをお願いします。

8 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、静岡市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (6) 応募価格の提案に関する件を代理人に委任している場合は、応募価格書の応募者欄に、代理人の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (7) 提出した応募価格書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 次の各号の一に該当する応募価格書は、無効とします。
 - ① 応募価格を訂正したもの。
 - ② 金額及び氏名その他要件を確認しがたいもの。
 - ③ 応募者が協定して応募したもの。
 - ④ 応募に際して不正の行為があったもの。
 - ⑤ 参加資格のない者が提出したもの。
 - ⑥ 応募者の記名押印のないもの。
 - ⑦ 鉛筆書きのもの。
 - ⑧ 応募価格が小数点以下第一位まで記載されていないもの。
 - ⑨ 指定した日時、場所に提出されなかったもの。
 - ⑩ 電送によるもの。
 - ⑪ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの。
- (9) 市が設定した最低応募価格以上、かつ、最高の価格で応募した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。該当者がくじ引きに出席しない場合は、本件に関係のない職員が該当者の代わりにくじを引きますが、該当者は、その結果に異議を申し立てることはできません。

- (10) 落札者決定後に、落札者が契約締結を辞退する場合は、入札保証金に相当する額の違約金を納付していただきます。

9 契約後に関する注意事項

- (1) 契約書の記載事項を変更したい場合は、自動販売機設置場所賃貸借契約書記載事項変更届（P24 様式4）に必要事項を記入して、提出していただきます。
- (2) 物件調書記載の施設電気料単価・施設水道料単価は参考値であるため、契約開始後に下水道施設課へ単価を問い合わせてください。なお、施設電気料単価は四半期ごとに見直します。
- (3) 売上報告書等の様式は、本募集要項に記載の様式（P13）を使用してください。